

豊明市地域公共交通計画策定事業仕様書（案）

1 委託事業名、内容及び場所

- (1) 委託事業名 豊明市地域公共交通計画策定事業
- (2) 委託事業内容 「豊明市地域公共交通計画」の策定
- (3) 委託場所 豊明市内全域

2 実施目的

本事業では、令和2年11月27日に施行された「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」に基づき、本市における「豊明市地域公共交通計画（以下「公共交通計画」という。）を策定するために、令和2年度に実施した調査事業の結果・分析等を踏まえ、公共交通計画のとりまとめを行うことを目的とする。

なお、令和2年度の調査事業は、平成29年度に策定した「豊明市地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）」の目標達成状況及び市民・利用者等の多様な移動ニーズや利用実態を把握・評価した上で、本市における地域公共交通の課題を整理するとともに、情報通信技術を活用した新たなモビリティサービスの導入など公共交通を取り巻く社会情勢が大きく変化していることから、これらを踏まえた対応策の検討などを実施した。

3 実施項目

(1) 公共交通計画案の検討

①目指す将来像、基本方針、基本目標等の設定

令和2年度に実施した調査事業を踏まえ、公共交通計画を策定するにあたり、地域公共交通のあり方、公共交通サービス提供の方針、公共交通とまちづくりとの連携方針、公共交通の運営・運行体制の方針等を定め、それに基づく定量的な目標（数値目標・評価指標等）を設定する。

②目標を達成するために行う事業及びその実施主体等の検討

目標を達成する上で必要となる地域公共交通再編事業の事業内容、実施主体、事業スケジュール等を定める。また、計画目標の達成状況の評価に関する事項、計画の進行管理方法や管理体制等を定める。

③公共交通計画案のとりまとめ

上記①及び②の検討を踏まえ、公共交通計画案をとりまとめる。

(2) 豊明市地域公共交通活性化協議会の運営等支援

契約期間中に開催する協議会（4回程度想定）当日の資料作成を行う。

(3) 公共交通計画作成

協議会の検討結果、地域懇談会及びパブリックコメントの結果等を反映させた公共交通計画（計画書及び概要版）の作成を行う。

(4) 打合せ協議

事業着手時1回、中間時2回、成果品納入時1回の計4回行うことを原則とするが、その

他、事業実施上に疑義が生じた場合は、速やかに本市監督員と協議し、その指示に従うものとする。

4 契約期間

契約締結日から令和4年3月25日まで

《備考》想定される計画策定スケジュール（予定）

計画策定スケジュール	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
業者選定・契約	→											
計画の基本方針・目標検討	→	→										
目標実現のための施策検討			→	→								
計画素案の作成			→	→	→							
地域懇談会等					→	→	→					
計画案(地域の声反映)							→	→				
パブリックコメント									→			
計画最終案										→	→	
計画の決定, 国への送付											→	→
活性化協議会の開催		☆			☆			☆			☆	